

写

意見書第 6 号

意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」を、宮代町議会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 14 日提出

宮代町議會議長 合川 泰治 様

提出者 宮代町議會議員

賛成者

丸狩宗一

西村英久

川河宗正

丸山妙子

山下 純夫

最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書

中央最低賃金審査会は7月28日、2023年度の最低賃金の引き上げについて、Aランクで41円、Bランクで40円、Cランクで39円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受け各地方審議会でも審議が進められ、平均で最低賃金は1004円となりました。しかし、最高額の東京都と最低額の地方とでは220円もの格差があり、納得できるものではありません。東京と隣接しAランクに位置付けられている埼玉県の最低賃金は1028円に引き上げられましたが、東京都との格差は依然として85円となつたままで。

政府の2021年経済財政諮問会議で、東京一極集中の是正や地方の最低賃金の底上げを通じた「地域経済の活性化」が提言されているとおり、最低賃金の底上げと地域間格差の是正は喫緊の課題です。賃金水準が低いままでは、その地域の経済は発展しないし、賃金の水準が地域間で異なると交通が便利な日本では賃金の高い東京に一極集中することになるのは当然のことであり、このままでは、より賃金の高い仕事を求めて東京に若者を中心とする労働者が出ていくことになります。それによって地方が衰退していくことへの懸念はぬぐえません。こうした懸念を防ぐ意味でも最低賃金の格差是正は有効であるといえます。

この間のコロナ禍で明らかになったように、地方では人口減少と高齢化の進行で地方経済の衰退が続いている。地方経済を活性化させる手段として、個人消費の拡大につながる最低賃金の引き上げと格差の是正が求められています。

よって、政府におかれましては、国民の暮らしを豊かにさせ、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の引き上げと格差是正の実現を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月14日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 合川 泰治

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
厚生労働大臣 武見 敬三 様